

# 社会制御システム論における規範理論の基本問題

FUNABASHI, Harutoshi / 船橋, 晴俊

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

57

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

119

(終了ページ / End Page)

142

(発行年 / Year)

2011-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021092>

# 社会制御システム論における規範理論の基本問題

船橋 晴俊

はじめに

本章は、規範理論の領域での諸問題を扱う。社会学における規範理論の領域における研究は、経験科学的理論の領域における研究と比較して数少ないが、1990年代以後、関心の高まりと研究の蓄積が進展してきた（高坂,1998）。

規範理論について考える場合、大きくは「社会の組織化」という問題文脈と「個人の生き方」という問題文脈とを分けて考えることができよう。この両方の文脈で、「社会制御過程論」にかかわる規範的問題が登場するが、本稿では、もっぱら、「社会の組織化」にかかわる規範理論の基本問題を検討する。

本稿において、あえて規範理論の領域に踏み込んで考察を進める理由について、説明をしておきたい。

第1に、規範理論についての考察は、社会問題の解決を焦点とする社会制御過程についての経験科学的認識に際して、実践的に有意義な観点が何であるのかということを確認にする。社会制御過程は無限に複雑であり、その中からどのような要因や現象に注目すべきかについても、さまざまな選択肢がありうる。規範理論の考察は、社会問題解決にあたって、実践的には何が重要な要因であるのか、したがって、経験科学的認識においてどういう観点が大切なのかということ、自ずと浮上させるはずである。

第2に、規範理論の考察は、実践的な政策提言を根拠づける。社会制御過程を経験科学的に認識する場合に、その根底にある問題関心は、社会問題解決の可能性の探究である。そのためには、そもそも問題解決とは何か、いかなる社会的状態を問題が解決された望ましい状態と見なすべきかについて、原理的な考察が必要とされる。そして、もしも、問題解決についての原理的な原則が明確になるのであれば、その系として、より具体的な、限定された実践的課題についても、制度設計や問題解決の原則を提起する可能性が開けるであろう。

以下では、まず、規範的原則を探究する手続きについての準備的検討を行う（第1節）。つぎに、社会制御システムを「経営システムと支配システムの両義性」（船橋, 2010）という理論的視点から把握することを前提にして、社会問題解決のために必要な二つの規範的公準を設定する（第2節）。そして、そのような規範的公準を具体的に実現していくために必要な価値理念群について、「経営システムと支配システム」という視点から検討する（第3節）。さらに、これらの規範的公準

や価値理念の具体的適用をめぐる、「受忍限度の定義問題」「受苦の解決可能性問題」という難問が現れてくることを「逆連動」を焦点にして考察する（第4節）。最後に、逆連動をめぐる難問を解くために、「実体的基準の探究」から「手続き的原則の探究」へと「規範理論の問題設定を転回させること」、その上で、「勢力関係モデルの理性化」という探究の方向付けを提唱する（第5節）。

## 第1節 社会学的規範理論の課題と規範的原則の探究の手続き

### （1）規範的原則の探究の意義

「社会の組織化」にかかわる規範理論上の基本的問題とはなんであるのか。それは、一般的に言えば「社会を組織化する適正な規範的原則をいかにして発見し、どのような内容のものとして設定したらよいか」というように定式化できよう。

この問題設定の含意についていくつかの説明をしておこう。

第1に、規範的原則を設定しようという課題は、実際の社会の中では、さまざまな適用範囲の広狭と、さまざまな具体性の程度において問題化する。例えば、一つの組織というレベルにおいて、あるいは一つの制度というレベルで、あるいは、社会生活一般という文脈で問題化する。それに対応して、求められる規範的原則の個別性・具体性／一般性・抽象性の程度は、さまざまである。ここで問題にするのは、本稿で主題化しているような社会制御過程において、もっとも基本になるような水準、その意味で「公準」の水準における規範的原則である。これを規範的公準と言うことにしよう。本稿が目指すのは、そのような意味での規範的公準であり、それを具体化するための価値理念である。

第2に、規範的原則を探究するという課題設定の前提になっているのは、社会問題の解決についての社会計画論的関心である。社会計画論的関心とは、社会システム全体のあり方としてどのようなあり方が望ましいのか、すなわち、社会を適正に組織化するためには、どのような原則に立脚するのが望ましいのかという主題について関心を抱く立場である。これは、ある主体の個別の利害要求の優先的充足という要求から出発して、そのためには、どのような社会のあり方が望ましいのか、という発想の対極に立つものである。社会システムのあり方の望ましさは、もとより、個別の利害要求の尊重とつながっている。だが個別の利害要求の尊重とは、個別の利害要求の即自的・無批判的な肯定や反映と同じではない。社会計画論的関心は、個別の利害要求を、社会を組織化する適正な原則の枠の中で、節度と制約条件を課す形で充足しようとする。

第3に、本稿は、社会学的規範理論の探究に志向している。社会についての規範理論は、社会とその構成要素たる諸個人をどのような概念群や理論枠組みによって把握するのかということと相関している。ルソーやホッブズやアダム・スミスなどに見られるように、社会観、人間観についての認識モデルは、規範理論の展開の前提になる。

本稿における規範的原則の探究は、社会学的な認識枠組みを前提にしており、その意味で、社会学的な規範理論の探究という性格を有する。より具体的には、本稿は、社会制御過程を把握するた

めの「経営システムと支配システムの両義性」（船橋，2010）という社会学的理論枠組みを前提にしており、それに立脚して、この枠組みの中に登場してくる社会問題をどのように解決するのか、その限りで、社会を組織化する適正な原則を探ろうというものである。それゆえ、本稿で注目する規範的問題の登場する領域は限定されている。本稿の前提としている「経営システムと支配システム」という理論枠組みでは的確に把握できないような社会問題については、本稿とは別の形での規範的考察が必要となるであろう。

## （2）規範的原則の導出の方法

ここで、そのような規範的原則の発見の手続き、あるいは、根拠づけの手続きを、どのように設定すべきかという課題が浮上する。我々はいかにして、「社会を組織化する適正な原則」を発見することができるだろうか。

この場合、「適正な規範的原則」の探究を徹底するならば、探究されるべきは「普遍的妥当性を有する規範的原則」である。ここで、「普遍的妥当性」ということの含意を明確にする必要がある。

そのために、まず、さしあたり日常語で表現されている「適正な規範的原則」ということの含意を明確にしておこう。一般に、規範的原則とは、個別的な利害要求に対して、それを制限するという意味での優越性を有するという含意がある。その上で、ある規範的原則が、社会を組織化するために「適正」であるためには、その含意として、①それを守らないとさまざまな不都合な事態や困った問題が多発すること、②限られた個別的な場面で有効であることにとどまらず一般に広範な状況で適用可能であること、③広範な人々に支持され受容されうること、という三つの条件があると考えられる。

このような意味での「適正な規範的原則」からさらに一步進めて、「普遍的妥当性」を有する規範的原則とはどういうものかを考えてみよう。「普遍的妥当性」の含意は、「あらゆる状況において、あらゆる人々によって妥当だと判断され、支持される」ということだと解するべきである。すなわち、「適正な規範的原則」の含意の内、②と③の条件について、「広範な状況」「広範な人々」という言葉を、「普遍化」の方向で厳密化することによって、「普遍的妥当性」をそなえた規範的原則が、形式的に定義される。言い換えると、「あらゆる状況で」適用でき、「すべての人が」合意できるということが、「普遍的妥当性」の含意である。これに対しては、「そのような意味での『普遍的妥当性』をそなえた規範的原則などあり得るのか」という疑問が、当然にも提起されるであろう。この疑問に対しては、「あらゆる状況で」「すべての人が」ということの含意を明確にし、その上で「普遍的妥当性」をそなえた規範的原則を、どのような意味で根拠づけることができるのかを、検討する必要がある。

まず明確にするべきは、ここで言う「あらゆる状況」とは、「無限定なあらゆる状況」のことでなくて、社会を「経営システムと支配システムの両義性」として把握し、その限りで、「解決すべき問題が立ち現れてくる」限りでのという限定を付した形での「あらゆる状況」なのである。また、「すべての人が」の含意は、以下の論述の中で明らかにして行くことにしよう。

ここで、規範的原則の根拠づけに際して、根拠づけということの複数の意味を区別しておきたい。広義の「根拠づけ」という言葉には、「発想根拠」「拒否根拠」「支持根拠」の三つが含意されている。規範的原則の提唱にあたって、科学的認識についての命題の提唱と同様に、この三つを区別することが可能であるように思われる。「発想根拠」とは、何らかの命題を提唱する場合、そのアイデアが何を根拠にして着想されたのかということにかかわる根拠である。「拒否根拠」とは、ある命題を受け入れられないとして拒否する場合に、なぜ拒否するのかという理由にかかわる根拠である。「支持根拠」とは、ある命題を受け入れる場合に、その支持の理由にかかわる根拠である。

本稿では、規範的原則の根拠づけの方法として、次の3つの方法に注目したい。第1は、直観的方法であり、第2は、帰納的方法であり、第3は、演繹的方法である。このうち、帰納的方法と演繹的方法は、それぞれ、ウォルツァー（Walzer,1987）の言う意味での「発見の道」と「発明の道」に、対応するものである。

直観的方法とは、ある原則の提示に対して、我々一人一人が、それを直観的に妥当であると感じるか、それとも、不当であると感じるのかということによって、根拠づける方法である。直観的方法の必要性を提唱する立場は、そのつどの主体的判断を重視する立場である。直観的方法は、発想根拠としても、支持根拠としても、拒否根拠としても作用しうるものである。だが、直観的方法は、その判断をする個人にとっては、妥当なものだと思われたとしても、社会の中の他の人々にとって、その妥当性が共有されるかどうかについては、空白である。他の人々との原則の共有ということを考えるならば、「合意形成」ということを鍵にした妥当性の根拠づけが求められる。

そこでつぎに、「合意形成に注目した帰納的方法」が登場する。

この方法は、一定の規範的原則を設定した場合に、それによって傾向的に社会的合意形成が可能になるのか、それとも、紛争が頻発して合意形成ができないのか、という経験的規則性の知識を収集し、そこから、合意形成を実現する可能性が高い原則を導出しようとするものである。

「発想根拠」として見た場合、「合意形成に注目した帰納的方法」は、十分に有力でありうる。また、「拒否根拠」としても、現に存在する人々によって、その妥当性に繰り返し疑問を挟まれたような規範的原則は、普遍妥当性のある規範的原則から除外することができると思われるので、「合意形成に注目した帰納的方法」は、十分に有力でありうる。

また別の角度から帰納的方法のメリットを見るならば、第1に、規範理論的考察が空理空論に陥ることなく現実の諸問題としっかりとかみ合うような回路を、帰納的方法は提供している。第2に、規範的原則を、より具体的なレベルにおける制度設計原則や、組織運営原則へと適用していく際に、より具体的な要因と関連づけた、より具体的な命題群（適用原則とも言うべきもの）を生み出すのに、帰納的方法によって得られた命題は使いやすいと考えられる。

しかし、この帰納的方法には、固有の弱点が存在する。まず、ヴェーバー（Weber,1904）が指摘したように、事実認識から、規範的判断は論理的には導き出せないのだから、合意形成が実現する経験的条件が繰り返し観察されたとしても、そこから普遍的妥当性のある規範的原則を帰納的に確定するのは無理があるのではないかという疑問が提起される。また、現実に存在する人々の価値

観はさまざまであり、他の人々から見れば、とんでもない不当な状態が、たまたまそこに関与し当事者となった人々によっては、「妥当性」のある状態として正当化されることもあるのではないかという疑問も寄せられる。つまり、帰納的方法は決定的な「支持根拠」を提供することができないのである。

では、このような「帰納的方法による合意形成への注目」の限界と難点を乗り越えていくような方法はないものであろうか。ここで、ロールズが『正義論』(Rawls, J., 1971/1999)で提起している、「仮想的な社会状態を設定した上での合意形成に注目した演繹的方法」がきわめて示唆的なものとして登場する。

ロールズの『正義論』において採用されている発想の鍵は、社会形成の論理的出発点として「原初状態」を想定して、そこに登場する諸個人に対して一定の条件を付与し、そのような一定の人物像の前提の下で、人々によって受け入れられ合意形成が可能になるためには、どのような原則が選択されるのかという形で、規範問題に対する解答を得ようとするものである。ロールズの理論は、社会契約論の伝統を継承するものであり、普遍的妥当性のある社会規範は、人々の意志表明に基づく合意によって形成されるという考え方にたつ。それゆえ、ウォルツァーの分類を使用すれば、それは「発明の道」によって規範を形成するものである。

ロールズの立論の特徴は、社会契約を結ぶ人々の想定のみかたにある。ロールズは、原初状態(original position)という仮想状態の人々を想定して、それらの人々の合意を根拠として普遍的妥当性のある社会規範を導出しようとする。原初状態を定義する諸条件の中で、もっとも注目すべきは「無知のヴェイル」という条件である。「無知のヴェイル」の基本的意味は、各人が自分が社会の中で占める自分の位置についても知らず、自分の持つ資質についても知らない、ということである(Rawls, 1999: 11)。この「無知のヴェイル」という着眼は、規範理論の文脈で論議を発展させる大きな意義を持つ。

「無知のヴェイル」ということの含意は、第1に、社会の中で自分の占める特定の位置に伴う利害や、自分の資質との関係で、自分が有利か不利かを判断し、それに関係づけて、社会の望ましい状態を判断するという道を閉ざしていることである。各人は、自分の特殊な利害との関係で、社会状態の望ましさを判断するのではなく、社会を全体として見渡したときに、妥当性のある原則で組織化されているかどうかを判断するように促されるのである。これを「社会組織化の一般原則の優越性」と言うことができよう。

第2に、「無知のヴェイル」は、各人の位置する立場が、社会の中のあらゆる立場になりうることを前提として議論をすすめることを可能にする。それは、立場の完全な相互交換性の存在を前提にすることと機能的に等価であるといえよう。これを「不偏性の設定」と言うことができよう。

第3に、より焦点をしばって言えば、「望ましい社会状態」を選択するのにあたって、「無知のヴェイル」という発想が提起するのは、一定の社会状態が存在するとき、その中で、仮に自分もともと不利な地位と資質を持っている者だとしても、そのような社会状態を受け入れることができるのか、という問いかけである。これを、「許容化基準の設定における不利な主体の立場の採用」と

言うことができよう。

このような意義を有する「無知のヴェイル」という方法は、普遍的妥当性のある規範的原則を探究することを可能にするような方法である。言い換えると、先に見たように、規範的原則の「普遍的妥当性」には、「すべての人が合意する」という含意があるが、この「すべての人」を、「無知のヴェイルに覆われているようなすべての人」という限定を付すことによって、「すべての人の合意」を想定することが可能となり、そのような意味で「普遍的妥当性」が存在すると主張することが可能になるのである。

「無知のヴェイル」を前提とした状況において、社会の適正な組織化の原則を探究しようという諸個人が集まっている場合に、その人々が、どのような規範的原則に即して合意を形成するのかという視点から、普遍的妥当性のある原則の「支持根拠」を提出するという道が開ける。

以上のように、規範的公準を導出するにあたり、「直観的方法」「観察される合意形成を焦点にした帰納的方法」「原初状態の人々の間での合意形成を焦点にした演繹的方法」という3つの方法があることが確認できる。その上で、本稿が採用するのは、これら3つの方法のいずれを通して、普遍的妥当性が支持されるような（あるいは少なくとも否定されないような）規範的公準を探究するという方法である。

## 第2節 制御システムの両義性に即した二つの規範的公準

本稿の主張の展望を得やすくするために、本稿で提出したい二つの規範的公準（normative postulate）をまず提示しておこう。

規範的公準1（P1）：二つの文脈での両立的問題解決の公準

支配システムの文脈における先鋭な被格差問題・被排除問題・被支配問題<sup>(1)</sup>と、経営システムの文脈における経営問題<sup>(2)</sup>を同時に両立的に解決すべきである。

規範的公準2（P2）：支配システム優先の逐次的順序設定の公準

二つの文脈での問題解決努力の逆連動が現れた場合、先鋭な被格差問題・被排除問題の緩和と先鋭な被支配問題の解決をまず優先すべきであり、そして、そのことを前提的枠組みとして、その課す制約条件の範囲内で、経営問題を解決すべきである。

(1)「二つの文脈での両立的な問題解決」の公準

これらの公準のうち、まずP1「二つの文脈での両立的な問題解決」の公準についてその妥当性根拠を考えてみよう。

まず、直観的な方法によって検討する。

経営システムにおける問題解決と、支配システムの文脈における問題解決は、それぞれ単独で取りあげた場合には、それに利害関係を持つ人々にとって、それ自体、望ましいということは、誰し

も承認しうることであろう。単独で取りあげた場合、一定の経営システムにおける経営問題の解決は、当該の経営システムの経営課題群の達成にリンクして、欲求充足機会を持つ人々にとっては、望ましい事態である。また、支配システムの文脈において単独で取りあげた場合、「先鋭な被格差・被排除問題」や「被支配問題」の解決は、それを被っている被支配者の側から見れば、自らの欲求充足状況の改善を意味するから望ましい事態である。この公準のポイントは、このような単独での問題解決への注目を越えて、経営システムと支配システムにおける問題の「同時解決」ということに注目し、それを鍵にして、規範的原則を設定していることにあるが、それぞれ単独で達成されれば望ましい事態が、両立的に達成されているのであるから、直観的に見て、そのような事態は望ましいと判断できる。

次に、この公準 P 1 は、「観察される合意形成を焦点にした帰納的方法」によっても、支持することができる。たとえば、東京ゴミ戦争の問題解決事例は、「対抗的分業」（船橋・船橋，1976）を通して、経営問題の解決と、先鋭な被格差問題・被支配問題の解決とが同時達成された例である。あるいは、一般に、工場立地に際して、適切な公害防止措置が採用され、公害被害という形で被支配問題を回避しつつ、工場の操業を通して経営問題が解決されるという事態も、二つの文脈での同時解決が好ましいということを例証する。

さらに、「原初状態の人々の合意形成を焦点にした演繹的方法」によっても、「二つの文脈での両立的な問題解決」という原則は支持することができる。無知のヴェイルでおおわれた仮想的な人々の集合を考えた場合、どのような立場に自分が立っていようとも、経営問題の解決を通しての欲求充足の機会が存在する一方で、先鋭な被格差問題・被排除問題・被支配問題を自分が被ることは回避されているのだから、誰にとってもそのような状態を好ましいと考えることができる。

以上のように、どの方法で考えていっても、両立的な問題解決が可能な場合、それは支持される事態であり、それを好ましくないとして拒否する論拠は提出されえないのである。

## (2) 「支配システム優先の逐次的順序設定」の公準

だが、P 1 「二つの文脈での両立的問題解決の公準」を設定した場合、そのことが、次にどのような問題を提起するのかを考えなければならない。この公準の生み出す論理的帰結を考える際に、とりわけ大切なのは、次のようなトレードオフが出現して来る状況である。すなわちそれは、現実の社会問題の解決努力のなかで、経営問題の解決と先鋭な被格差問題、被排除問題、被支配問題の解決が対立（逆連動）した時、どのように調整すべきかという問題状況である。例えば、新幹線公害問題において、いかにしたら高速走行の便益を継続的に提供しうのかという国鉄にとっての経営問題の解決努力と、騒音や振動という公害被害をどのようにしたら解消しうのかという住民にとっての被支配問題解決努力は、厳しく対立し、逆連動状態が現れていた（船橋他，1985）。

「逆連動問題」とは、さまざまな水準の制御システムにおいて、経営問題解決努力と、被格差・被排除・被支配問題解決努力が、相互に背反することである。一方を改善しようとする、他方が悪化することである。トレードオフという言い方もできるが、一方を改善しようとするほど、

他方が悪化するという含意を表現するために、「逆連動」(negative induction)という言葉を使用する。この反対概念は、「正連動」(positive induction)であり、一方の側の問題解決努力が、他方の側の改善、あるいは、少なくとも悪化の回避に対して、促進的な場合を言う。逆連動関係は、「制約条件」についての記述(statement on constraints)という形式で表現すれば、次のようにも言える。

SC1：経営問題の解決の必要性が、被格差・被排除・被支配問題の解決努力の具体化に対して、制約条件を設定する。

SC2：被格差・被排除・被支配問題の解決の必要性が、経営問題の解決のための手段選択に対して、制約条件を設定する。

経営システムにおける問題解決努力と支配システムにおける問題解決努力の逆連動が発生した場合、「二つの問題文脈での両立的解決」の公準を支持する者は、どのように対処したらよいのだろうか。二つの文脈での逆連動という事態が現れた場合、ここで、設定される第2の公準が、P2「支配システム優先の逐次的順序設定」の公準である。すなわち、それは「二つの文脈での問題解決努力の逆連動が現れた場合、先鋭な被格差問題・被排除問題の緩和と先鋭な被支配問題の解決をまず優先すべきこと、そして、そのことを前提的枠組みとして、その課す制約条件の範囲内で、経営問題を解決すべきである」というものである。

「二つの文脈での両立的解決」という公準を具体化する場合に登場する逆連動の調整問題に関して、「支配システム優先の逐次的順序設定」の公準が、なぜ、普遍妥当性をもつ公準と考えられるのかを検討してみよう。

まず、直観的方法によって考えてみよう。この第2の公準の含意は、経営問題の解決による受益の探究を優先するあまり、先鋭な被格差問題・被排除問題や苦痛としての被支配問題を引き起こしてはならないということである。例えば、企業経営においては、利潤追求のために何をやってもよいというわけではない。利潤追求を優先するあまり、公害を出し続けるとか、安全設備を省略して労働災害を多発させるとかは、許されることではない。労災や公害という形での被支配問題を引き起こさないという制約条件を枠組みとして、その前提のもとで、経営問題の解決努力を行うべきである。このような考え方は、今日の社会において人権尊重の意識を有する人であれば、直観的に支持しうる規範的原則であるはずである。

次に、「合意形成を焦点にした帰納的方法」によって考えてみよう。

多くの観察された事実が明らかにすることは、支配システムの文脈での先鋭な被格差問題・被排除問題または被支配問題の解決を犠牲にしながら、経営問題の解決努力のみを重視するという方式は、社会の中に合意形成をもたらすことはとうていできない、ということである。新幹線公害の事例(船橋他, 1985)や、三島・沼津・清水のコンビナート阻止問題の事例(星野他, 1993)や、東京ゴミ戦争の事例(船橋・船橋, 1976)が明白に示していることは、経営システムの都合からの

経営問題の解決努力が、先鋭な被格差問題や被支配問題を引き起こすような形で、強行された場合には（あるいは強行されようとした場合には）、被格差・被支配問題を被る人々が異議申し立てに立ち上がることによって紛争が発生し、社会的合意形成は達成できないということである。同様の事例は枚挙にいとまがない。これらの観察される事例から社会的合意形成の条件を整理するならば、それは、格差が許容できる程度に緩和されること、苦痛が解消され被支配問題が解決されることという条件なのである。したがって、「合意形成を焦点にした帰納的方法」に立脚すれば、第2の公準は、多数の地域紛争や、公害問題をめぐる紛争を根拠にして、支持されるのである。

最後に、「合意形成を焦点にした演繹的方法」によって考えてみよう。

容易にみてとれるように、この第2の公準は、ロールズの『正義論』における「格差原理」の導出とパラレルな論理によって、根拠づけることができる（Rawls, J., 1971/1999）。ロールズと同様に、「無知のヴェイル」によって特徴づけられる「原初状態」を想定し、その状態に我々が存在しているとしよう。そのような社会状態の中で、経営問題の改善努力と先鋭な被格差問題、被排除問題、被支配問題の改善努力が逆連動している場合、どのような、妥当な調整原理を発見することができるだろうか。誰しもが、自分が最も不利な立場に置かれることがありうる。そのような場合でも、社会全体の状態としては、受け入れうる状態とはどのような状態であろうか。それは、最も不利な人々にとっても、苦痛や先鋭な格差が押しつけられていない状態であろう。「先鋭な格差や排除や受苦」が発生しないことが、仮想的な原初状態において、無知のヴェイルにおおわれた人々が合意を形成できる条件になるはずである。

以上の考察をまとめるならば、「直観的方法」「観察される合意形成を焦点にした帰納的方法」「原初状態での人々の間での合意形成を焦点にした演繹的方法」のいずれによっても、「二つの文脈での両立的問題解決の公準」と「支配システム優先の逐次的順次設定の公準」とが支持されるのである。したがって、本稿においては、この二つの公準を、すべての人々の合意を形成しようという意味での普遍的妥当性を有する二つの規範的公準として設定することにしたい。

### 第3節 二つの規範的公準の適用のために必要となる価値理念

#### （1）概念(concept)と概念解釈 (conceptual interpretation) の区別

前節で検討したような「社会的問題解決の二つの規範的公準」を前提にして、規範理論的考察をすすめた場合、さらにどのような鍵概念が必要になるであろうか。

この課題に対して、表1に示すような、価値理念を表す概念群を提出することによって答えたい。それぞれの言葉の定義が必要になるが、これらの専門語の定義に際しては、次のような意味での「概念 concept」と「概念解釈 conceptual interpretation」とを自覚的に区別することにしたい。

以下の論述においては、「概念」conceptの定義は、①日常用語の組み合わせによって、あるいは、②日常用語の組み合わせによって既に定義されている他の専門語と、日常用語の組み合わせによ

て、可能であるという考え方に立つ。

そして、この場合、日常用語の意味は、直観的に自明のものとして、理解されるものとする。もしそうでないと、一つの言葉を別の言葉で説明する必要が生じるが、そのことは、次々と説明の必要性という連鎖を無限に呼び起こすことになる。実際には、日常用語の意味を我々は理解できるので、そのような説明の無限連鎖は不要である。

しかし、定義の基盤になっている日常用語自体に、あいまいさや解釈の多様性がともなう。したがって、日常用語による専門語の定義は、一定程度は語義を明確化することができるが、詳細で厳密な定義を提供できるわけではない。語義のあいまいさや解釈の多義性を克服するためには、さらに、追加的な作業が必要になる。

そこで、提示された「概念」conceptについて、さらに追加的な語義の明確化や厳密化の作業を行うことを「概念解釈」の提示とすることにしよう。

専門用語を「概念」conceptとして日常語で定義することによって、我々は、その言葉を日常用語の組み合わせが可能にする理解という地平で、理解することができる。しかし、体系的で一貫した社会科学的な探究においては、一つ一つの専門語の含意が一義的に明確でなければならないから、さらに、「概念解釈」を積み重ねることが頻繁に必要なことになる。そして、概念の地平ではその意味が共有されている言葉でも、概念解釈の地平では、複数の論者によって、見解が分かるとか、異なる解釈が採用されるということは、頻繁に生じるものである。本稿においては、そのつど、論議の必要性に応じて、概念と概念解釈を個々の言葉に与えていくことにしたい。

このように、概念と概念解釈を区別しつつ関連づけて使用することの意義について、補足的な説明をしておこう。

第1に、概念と概念解釈の区別は明解な議論のために必要なことであるが、とくに、規範理論的な探究においては、大切である。

その理由は、第2に、概念は同一であっても、概念解釈は、社会的文脈に応じて多様であり得るし、歴史的に変化するからである。例えば、「正義」という概念は、日常用語レベルでは、直観的な理解が共有されるものだとしても、異なる社会においては、異なる概念解釈を付与されるものであるし、歴史的には、その定義はさまざまであり、変遷してきた。

第3に、概念解釈という作業は、第一次的概念解釈、第二次的概念解釈…、という形で多段階に必要とされるものであり、また、なしうるものである。一つの概念を日常語で定義したあと、その概念解釈を行うことができるが、概念解釈に使用する言葉自体の概念解釈がさらに必要になるということが頻繁に生じてくる。

表1は、経営システムと支配システムの問題解決過程を記述的に明解したり規範理論的に考察する際の鍵概念を示している。これらは、現実の制御システムにおいて問題解決に取り組んでいる当事者から見れば、「価値理念」という意味を有する。

総括的に言うならば、個人の欲求充足や、集団的な協働を通しての欲求充足を一般的に可能にする基盤的価値理念は「自由」である。およそ「自由」を否定することによっては、望ましい社会を

実現することはできない。そして、さまざまな問題の解決について、またさまざまな価値理念の概念解釈について合意を形成するためには、各人が相互に、他者の判断の自由を尊重するという姿勢が必要である。

だが、「自由」という価値理念だけでは、社会を適正に組織化するのに不足である。社会の適正な組織化のためには、経営システムにおける問題解決と支配システムにおける問題解決を絶えず、実現しなければならないからである。そこで、経営システムと支配システムにおいて問題解決のために必要とされる価値理念を明確化しなければならない。

このような反省に立脚すると、社会制御過程のうち、経営システムにおける経営問題の解決過程の側面においては、「合理性」が鍵概念であり、それを分節化すれば、「価値合理性」と「手段的合理性」が設定される。それに対して、支配システムにおける問題解決のあり方は、「道理性」およびその契機としての「公正」と「衡平」と「賢明さ」と「人権」を鍵概念として、考察するべきである。これらの価値理念の概念の定義、さらには、概念解釈について、検討して行きたい。

## (2) 経営システムにおける価値理念としての合理性

まず、経営システムにおける経営問題の解決にあたっては、価値合理性と手段的合理性が、大切である。ここでの文脈では、合理性とは、一定の原則を探究し、それを維持し、徹底して貫くような態度あるいは志向性を意味している。

価値合理性とは、「ある主体が一つの価値を至上のものと考え、それを他の利害関心に対して優先させ、その実現を一貫して志向するような態度」を意味する。経営システムにおいては、価値合理性が、経営課題群の設定と質的洗練と堅持に重要な作用を果たし、その有無は、経営問題の解決の方向づけや解決可能性を規定する。

手段的合理性とは、目的が与えられている時に、手段にかかわる一定の制約条件のもとで、目的をもっとも効果的に達成するような手段を選択する能力を意味する。経営システムにおいては、目的としての経営課題群に対して、それをよりよく達成する方法を見だし、実行するというかたちで、手段的合理性が発揮される。手段的合理性を洗練するためには、用具的な知識と情報の果たす役割が大きい。

表1 両義性論の文脈での代表的な価値理念

価値理念の定義の文脈		分節された価値理念		総括的価値理念	基盤的価値理念
経営システム	目的の定義	価値合理性 value rationality		合理性 rationality	自由 freedom
	手段の選択	手段的合理性 instrumental rationality (単一主体にとっての賢明さwisdomも含まれる)			
支配システム	政治システム	公正fairness	(社会的な) 賢明さ wisdom	道理性 reasonability	
	閉鎖的受益圏の階層構造	衡平equity	人権 human rights		

問題解決の規範的公準 P 1 においては、その不可欠の一条件として、経営問題を解決することが必要である。経営問題を解決するためには、価値合理性と手段的合理性という価値理念が必要とされるのであり、この価値理念の指し示す方向に沿っての、経営システムの洗練が必要なのである。

### (3) 支配システムにおける価値理念としての道理性

これに対して、支配システムにおける被格差・被排除問題と被支配問題の解決過程については、異なる価値理念が必要である。支配システムの文脈での問題解決過程の把握に必要なのは「道理性」reasonability概念である。「道理性」の概念は、一般的には「複数の人々から成る社会が適正に組織化され、社会生活が適正に営まれるために必要な原理」というように定義することができよう。ここで、「適正な」rightという言葉の意味は、日常用語による理解に立脚する。この第一次的定義は、さらに、文脈を限定することによって、その含意が何かについての概念解釈を行い、意味を明確化し限定することができる。

社会制御過程に必要とされる「道理性」の第1の契機は、社会制御過程に關与する諸個人の「人権」の尊重である。人権とは、人間の諸欲求の中でも、各人が人間として生きるために必要な諸欲求の充足を、一定の質と程度において、あらゆる主体が優先的に相互尊重しなければならないものとして定義されるものである。人権の尊重の核心には自由という価値理念がある。人権の尊重とは、経営システムと支配システムのそれぞれ的手段選択において、個人との関係において課されるべき一般的制約条件である。人権の尊重は、道理性の一つの根拠であり、それは、道理性を具体的に実現するためのさまざまな具体的規範を根拠づけるものである。ただし、人権の概念解釈は、歴史的に変化してきたし、今後も変化しうるものである。現実の歴史の中では、人権を無視した形で、必要な社会制御が欠落したり、過剰な社会制御がなされるということが、さまざまに存在してきた。

道理性を財の分配の文脈で考えるのであれば、「衡平」equityの概念が登場する。「衡平」とは、「複数の主体の間での正負の財の分配のされ方が適正であること」である。被格差・被支配問題の解決のためには、まず、衡平が必要である。受忍限度をこえる形での受益の急格差や受苦の存在は、衡平にもとるものである。衡平は、閉鎖的受益圏の階層構造という側面で支配システムの状態を認識したり、そのあるべき姿を探究する時に、鍵になる言葉である。衡平は（形式的）平等を一つの論拠とするが、それと必ずしも同義ではないし、平等という言葉によっては、的確に論ずることができないような財の分配問題のさまざまな文脈に適用できる言葉である。

財の分配のあり方は、意志決定権の分配や発言権の分配に規定される。意志決定権や発言権に關して道理性の含意を考えるのであれば、重要なのは「公正」fairnessである。「公正」とは、「社会的意志決定のなされ方や意志決定の準備としての発言機会のあり方が適正であること」である。合法性あるいは規則の遵守は公正を支える大きな契機であるが、それが公正のすべてではない。規則の欠如している状況で公正の実現が求められることもあるし、規則自体が「不公正」であることもあるからである。公正は、政治システムという側面に即して、支配システムを把握したり、そのあり方を考える際に、不可欠な概念である。一般に意志決定や発言機会についての「公正」は、財の

分配についての「衡平」を実現するための前提条件である。

さらに、支配システムにおける問題解決を考えるにあたって、社会的「賢明さ」wisdomという概念が必要である。一般に「賢明さ」とは、「部分的・短期的合理性の探求が、全体的・長期的合理性を犠牲にしないように配慮すること」と定義することができる。このような意味での賢明さは、単一の主体においても、あるいは、経営システムの文脈でも重要な意義を有する。だが、ここで注目したいのは、社会的文脈における賢明さ、すなわち、複数の主体の相互関係において問題化するような賢明さ、すなわち、利害調整が問題化するような文脈における賢明さである。

社会的「賢明さ」の重要性を例示するのは、環境問題における社会的ジレンマモデルである。社会的ジレンマの原型である「共有地の悲劇」モデルにおいては、1人1人の牧夫が、共有牧草地の短期的・個人的利用を増大させようとするのが、長期的・集団の効果としては、それを枯渇させ、共倒れを招くというメカニズムが示されている（船橋，1995）。社会的ジレンマを通しての環境破壊は、「集合財をめぐる合理性の背理」というメカニズムを示しているが、それを克服するためには、集合財（牧草地）を保全するという社会的規範の設定と、それに基づく欲望の節度が必要である。そのような社会的規範の設定こそ、社会的賢明さを実現するものである。この例からは、賢明さとは、「合理性の背理」を克服するような判断力や行為原則を意味するとも言える。

ここまでの考察で、本稿においては、「道理性」の第一次的な概念解釈を、人権、衡平、公正、賢明さによって、与えることにした。そして、これらの人権、衡平、公正、賢明さの4つの言葉については、ひとまず、日常用語によって概念の定義を与えることができる。その上で、人権、衡平、公正、賢明さの概念解釈については、さらに、具体的な水準で、また問題領域を限定して考えていく必要がある。

なお留意すべき点は、支配システムの文脈で道理性を考える場合、基本的人権、衡平、公正、賢明さが重要な概念解釈を与えるが、道理性の含意はそれに尽きると決まっているわけではない。さらに、さまざまな場面で道理性のその他の含意を発見することがありうると付言しておきたい。

#### （4）価値理念を表す諸概念の相互関係

これらの価値理念は相互にどういう関係にあるのであろうか。

支配システムが経営システムの枠組みになっているという本稿の立場に対応して（船橋，2010：107-112）、支配システムにかかわる価値理念は、経営システムにかかわる価値理念の実際の存在や作動の仕方の枠組みに照明を与えるのである。

まず、道理性と合理性はどのような相互関係にあるのかを考えてみよう。手段的合理性や価値合理性は、道理性に一致するだろうか。端的に言えば、両者は、常に一致するわけではないし、常に背反するわけでもない。「合理性が道理性に一致する」と言えるのは、価値合理性をもって追求する目的や、手段的合理性が仕える目的が、道理性を備える社会システムや社会関係の内部で設定されている場合である。例えば、一つの事業システムが財の分配状態において、対内的にも対外的に

も、衡平を実現しており、そのような前提の上で、経営課題群の高度な達成を、手段的合理性の洗練を通して追究するとき、価値合理性と手段的合理性は道理性に一致しうる。しかし、合理性と道理性が一致しない場合はさまざまに存在する。例えば、全体主義的国家が、他国の植民地的支配に乗り出し、道理性を蹂躪する形で侵略戦争を始める場合、戦争の遂行にあたって、ナショナリズムという形での価値合理性と軍事技術という形での手段的合理性が存在したとしても、それは道理性には一致しない。

また、道理性の一契機としての（社会的）賢明さは、支配システムの文脈で定義されているのであるが、経営システムの文脈でも賢明さを語ることはできるだろうか。これについては、上述の賢明さの定義に立脚すれば、経営システムの文脈でも、経営システムの担い手という単一主体にとって、「賢明さ」が必要な価値理念であると言えることができる。ただし、経営システムの文脈での「賢明さ」は、手段的合理性に包摂される概念であり、あえて、独立の価値理念として、定立する必要はないように思われる。

次に、「道理性」と「正義」(justice)とは、どのようにつながるのかについて、考えてみよう。正義とは何かについての哲学的思索はさまざまにあるが、ここでは、規範的原則の遵守や逸脱という視点で、正義や不正を把握する考え方を重視したい。日常用語としての正義という言葉に注目するならば、道理性を蹂躪することが不正であり、道理性を守ったり回復したりすることが正義であるという理解は、広範に存在するように思われる。また、どんな社会規範であれ、人々が道理性があると信じているものを、踏みにじるというような行為は、不正なことと受け止められる。

そこで、不正とは「道理性を担保するような規範的原則を破ること」であり、正義とは「道理性を担保するような規範的原則を維持すること、あるいは、それを回復したり新たに確立することである」という定義を採用しよう。公正にかかわる手続き的な正義／不正と、衡平にかかわる分配的正義／不正は、正義の内容の重要な部分を形成している。

道理性概念と正義概念は非常に接近しているけれども、両概念は規範的原則との関係では異なる位置にある。道理性は、公正や衡平というような規範的原則において具体化するのであるが、正義は、規範的原則の遵守や実現にかかわる文脈で具体化する。

正義の定義は、二重の構造を持つ。それは、第1に、道理性の内容をなす理念を表現する一般的な原則の水準での定義であり、第2に、そのような一般的・抽象的な定義の範囲内で具体的に定義されている社会的規範を守るという水準での定義である。例えば、「競争試験において公正な競争の原則を破るということは不正である」「公職選挙において公正な選挙活動の原則を破るのは不正である」というのは、一般的な原則の水準での正義の定義である。これに対して、「この競争試験においては、特定の参考文献を参照してはいけない」、「この公職選挙において、戸別訪問をしてはいけない」というのは、より具体的な水準での正義の定義にかかわる社会規範である。この具体的水準においては、「制度化された規範との関係における正義にかなった行為の定義」は、社会規範の内容に対応して可変的である。例えば、「競争試験において参考文献を参照してもよい」「公職選挙において戸別訪問してもよい」という社会規範が選択されることも可能であり、その場合には、

「制度化された規範との関係における不正にならない行為の範囲」は変化する。

以上のような道理性と合理性の関係は、本書の採用している二つの規範的公準に即せば、次のように言うことも出来る。「二つの文脈での両立的問題解決の公準」(P1)とは、合理性と道理性を共に同時に達成していくべきことを意味する。そして、「支配システム優先の逐次的順序設定の公準」(P2)は、道理性が、合理性に対して、優先されるべきことを意味している。道理性を満たすという条件の上で、合理性を追求すべきことを含意している。

以上、本節では、経営システムと支配システムのそれぞれの文脈での問題解決を把握する際、鍵になる価値理念群について考察してきた。これらの価値理念群が、現実の社会制御過程で具体化する程度に応じて、経営問題の解決と被格差・被排除・被支配問題の解決の可能性が開けるであろう。

#### 第4節 規範的判断の焦点としての逆連動問題

##### (1) 規範的公準の具体的適用における難問としての逆連動問題

以上の検討では、「二つの文脈での両立的な問題解決」「支配システム優先の逐次的順序設定」という二つの規範的公準の達成が、適正な社会制御に必要であること、そして、そのような努力を実現するためには、自由、合理性(価値合理性と手段的合理性)と道理性(人権、衡平、公正、賢明さ)という価値理念群が重要であることが明かとなった。

では、このような二つの規範的公準と、これらの価値理念によって、現実の社会問題を有効に解決することができるであろうか。問題解決をめぐる論争を決着づけ、社会的合意を形成することができるであろうか。

たしかに、これらの二つの規範的公準や価値理念群を人々が共有すれば、それらが共有されていない場合に比べて、社会的合意形成の可能性が高まる。けれども、仮にこれらの二つの規範的公準や価値理念群に人々が賛同したとしても、実際の社会制御過程に登場する無数の具体的問題の解決に対して、ただちに一義的な回答が与えられ、社会的合意が形成されうるものではない。

現実には、経営問題解決努力と被格差・被排除・被支配問題解決努力が逆連動した場合、「支配システム優先の逐次的順序設定」の公準の具体的実行をめぐる、深刻な意見対立が生じてしまうからである。

逆連動問題の難しさは、当該の制御システムの性格によって、大きな振幅がある。事業システムレベルで見れば、事業システムの技術的性格や、事業システムをめぐる受益圏と受苦圏の構造によって、また、受苦圏の発生回避に必要とされる経費の大小によって、逆連動問題の解決の困難さは異なる。例えば、清掃工場の建設、新幹線や高速道路の建設、原子力発電所の建設をめぐるのは、いずれも逆連動問題が生じうるが、その技術的・経費的な面での解決可能性には大きな相違がある。

## (2) 逆連動問題の解決の焦点としての「受忍限度の定義問題」

このような意味での逆連動問題が生じた場合、上述の二つの規範的公準や価値理念を概念の水準で人々が受け入れたとしても、より具体的な水準において適用し具体的な問題の解決の方途を探究しようとする、直ちに、一連の新しい難問が登場してくる。すなわち、受忍限度にかかわる概念解釈の問題や、受苦の防止や補償可能性の問題が登場してくるのであり、これらは、いずれも合意形成によって解決することが容易ではない。そのような難問として、代表的には以下のような諸問題がある。

①先鋭な格差の定義問題：上記の規範的公準で言うところの、許容できないほどの「先鋭な格差」をどう定義するのか。何をもちて許容される格差とし、何をもちて許容されない格差とするのか。

格差は、「受益の格差」と「負担の格差」という二つの文脈において問題になる。負担とは、自分の有する資源を、なんらかの理由で、集団的あるいは社会的に必要とされる特定の課題達成のために提供し、投入することである。負担は、その資源を使用しての他の欲求充足の機会の減少を意味する。「先鋭な格差」の判定条件を原理的にはロールズの言う「格差原理」のような論拠(Rawls, 1971/1999)によって定めたとしても、具体的な個々の状況においては、何が「先鋭な」格差であり、何がそうでない格差なのかについて合意を形成するのは容易ではない。

②不当な排除の定義問題：解決されなければならない「先鋭な」被排除問題とは何かの定義をめぐって、人々の見解は対立しうる。

同様に、具体的な個々の状況においては、何が「正当な」排除であり、何が「不当な」排除であるのかをめぐって、人々の合意を形成するには、困難がくりかえし立ち現われる。

「先鋭な格差」「不当な排除」の定義問題について、意見が対立するということは、「衡平」の定義や、社会圏への所属／非所属の決定手続きが「公正」であるのかということをもめぐっての対立が生じうるということをも含意している。

③許容できない苦痛の定義問題：被支配問題の解決という場合、そこには、許容されない苦痛の存在が想定され、その予防や解消が含意される。仮に「被支配問題の解決」が公準の一契機として人々に共有されたとしても、何をもちて許容されない苦痛と定義すべきなのか。

現実の社会の中では、苦痛の定義をめぐって人々は対立する。例えば、新幹線公害問題において、新幹線の引き起こす騒音や振動を、住民は耐え難い苦痛と判断するのに対して、加害者側は「音は出しているけれども騒音ではない」「音は受忍限度の範囲内である」という判断を下す(船橋他, 1985)。

この受苦の定義問題の一契機には、「負担限度の定義問題」が含まれる。経営システムの運営を支えるためには、各関係者に何らかの負担が必要であるが、その負担が一定限度を超えれば、各人にとっての苦痛が生じる。どこまでの負担なら許容可能か、どこからの負担は許容できない苦痛となるかについての限度の定義が必要である。

④苦痛の防止可能性問題：仮に苦痛の定義についての合意が存在し、それを防止するべきであるこ

とについて合意が存在したとしても、苦痛の発生可能性と防止可能性をめぐって人々の意見は対立する。

例えば、原子力発電所や廃棄物処分場の建設をめぐって、放射能被害や水質汚染は避けるべき苦痛であることについては、関係者の意見が一致したとしても、それが防止できるのかどうかについて、人々の意見は対立する。言い換えると、一定の防止策をとったとしても、それによっては苦痛が防げないのではないかというリスクの判断問題について、人々の意見は対立する。例えば、沼津・三島・清水のコンビナート建設問題については、「公害防止」は開発を推進する側にも、それに反対する住民運動側にも共有されたスローガンであったが、この具体的事業に即して、公害防止が実際にできるかどうかについては、激しく意見が対立した（星野他，1993）。

⑤苦痛の補償可能性問題：苦痛が存在した場合に、どのようにすれば、それが補償されたことになるのか。

社会過程の中で、受益の追求に伴うさまざまな苦痛の発生の可能性をゼロにすることはできないという状況は繰り返し立ち現れてくる。そのような場合、二つの規範的公準（P1，P2）を前提にすれば、苦痛に対しては補償することによって、苦痛を埋め合わせることが必要である。苦痛の定義について意見が一致し、苦痛の発生についての認識が一致したとしても、どのようにすれば、補償したことになるのか、苦痛の埋め合わせができたことになるのか、について意見は対立する。

以上のうち、「先鋭な格差の定義問題」「不当な排除の定義問題」と「許容できない苦痛の定義問題」とをあわせて、「受忍限度の定義問題」と言うことができよう。これらは、「格差に関する受忍限度の定義問題」「排除に関する受忍限度の定義問題」と「苦痛に関する受忍限度の定義問題」と言い換えることもできる。また、「苦痛の防止可能性問題」と「苦痛の補償可能性問題」とは、あわせて「受苦の解決可能性問題」と言うことができる。このように、二つの規範的公準をその原理的水準においては、人々が受け入れたとしても、より具体的水準での適用をめぐっては、これらの一連の難問が出現して来るのであり、それをめぐって、関係者の間で論争が起り、合意形成ができないという事態が頻繁に生起してくる。これらの問題を解決することなくしては、本稿で提出した「二つの規範的公準」が政策原理として有効性を発揮することは不可能である。そこで、これらの公準が、具体的社会制御過程で有効に機能するためには、経験的に存在する人々の間で「受忍限度の定義問題」と「受苦の解決可能性問題」をめぐって、「社会的合意」が形成されることが必要である。

いいかえると、ここでは、合理性や道理性という概念に対して、そのつど、適正な「概念解釈」をどのように発見するのか、「概念解釈」をめぐって対立した意見が存在する中で、はたして、またいかにして社会的合意を形成するのかということが、問われるのである。また、そのような社会的合意に対応する社会的規範を具体的にどのように樹立するのかということが、問われるのである。

このような問題にアプローチする道を、次の節で検討することにしてしよう。

## 第5節 合意形成をめぐる難問を解決する道をどのように探るか

ここまでの考察で、浮上してきた問題群は、次のような規範理論的な問いと、実践的な問いである。

「二つの規範的公準」を社会的合意形成を達成しながら、どのように具体化していったらよいか。その際に登場する逆連動問題をどのように解決したらよいか。とりわけ、具体的水準での「受忍限度の定義問題」「受苦の解決可能性問題」について、社会的合意を可能にするような妥当性を有する規範的原則とはどのようなものか。

このような問いを、現実の社会制御過程で解決していく道を探るために、その手がかりを求めて、以下では、「実体的基準の探究から手続き的原則の探究への転回」「合意形成の含意」「理性的制御モデルへの漸次的接近」といった諸論点を検討することとしたい。

### (1) 規範理論的問題設定の転回—「実体的基準の探究」から「手続き的原則の探究」へ

二つの規範的公準をめぐる概念解釈については、そのつど、具体的な社会的文脈に応じて、合意を形成しなければならない。ここで、関係する人々の間で合意を形成できるような基準こそが、その人々にとっては妥当性を有する。

そのような合意形成が、具体的な社会的規範に即して可能になっている場合というものも、さまざまに存在しうる。例えば、公害を防ぐための「環境基準」について、加害者になる可能性を有する受益圏の側の諸主体と、被害者になる可能性を有する人々の間に、合意が形成されているという場合はあり得る。そのような場合を「実体的基準」の共有による合意形成と言おう。ある社会的問題に関して、逆連動問題をめぐる規範的公準P2を実現できるような実体的基準が法令という形で共有され、順守されているならば、社会制御過程は紛争を回避でき、安定的なものとなるであろう。

しかし、現存する法令が、合意形成を可能にする「実体的基準」としては有効でない場合、あるいは、合意形成を可能にする「実体的基準」が法令という形では存在していない場合、新たな基準を発見しなければならない。

そのような基準の発見と合意の形成に到達するためには、どうしたらよいであろうか。ここで、規範理論的問題を考察するために、二つの新しい視点を導入しよう。

第一は、規範的原則の探究を、実体的基準の探究から、手続き的原則の探究へと転回させることである<sup>(3)</sup>。第二は、「社会的合意のさまざまな程度」を区別することである。

#### [1] 実体的基準の探究から、手続き的原則の探究へ

これまでの考察では、逆連動問題が発生したとき、二つの文脈での問題解決要求の相剋を調整する妥当な規範的原則とは何か、ということを探求してきた。だが、その探究は「受忍限度の定義問題」「受苦の解決可能性問題」を解くような基準の探究という難問に突き当たった。この難問を解くためにはどうすればよいか。ここで、探究すべき規範的問題を、「二つの規範的公準を具体的な場面で実現させるような規範的原則を社会的合意形成に裏付けながら定立するためには、どのよ

うな意志決定手続きを採用するべきか」という形に設定し直すことにしたい。

このような問題設定の再定義を、「実体的基準の探究」から「手続き的原則の探究」への規範理論的問題設定の転回」と呼ぶことにしよう。その含意は何であろうか。

問題設定をこのような形で再定式化することは、規範理論的問題を解明するに際して、それを条件付きで経験科学的探究に翻訳することを意味する。その条件とは、概念解釈のレベルでは、そのつど当事者として関与している人々が合意できるような原則が「妥当性」を有すると判断することである。

規範的公準について、抽象的な概念のレベルでの合意が形成されたとしても、個々の具体的問題文脈における妥当な概念解釈とは何かという問題が、社会制御過程においては、絶えず登場する。どのような概念解釈が妥当性を有するかは、その問題にかかわっている当事者間のそのつどの合意形成ができるかできないかによって判断するべきであるというのが本稿の立場である。

したがって、「合意」という言葉は、「規範理論的問題設定の転回」の鍵になる位置にある。だが、社会的意志決定における「合意」をあまりに狭くとるのであれば、「合意不能」というべき事態だらけということになりかねない。ここで、「合意」という言葉の意味を、より幅広くとらえ、そのさまざまな合意を考える必要がある。

## [2] 合意の程度

合意の意味は一つではない。一定の決定がなされたあと、その関係者が、決定内容に対して、どのような態度をとるのかということで、合意のさまざまな種類を分けることができる（表2を参照）。

表2 社会的合意に含意される合意の程度

1. 内容的な合意と手続き的な合意が共に存在する場合。
2. 内容的な意見の相違・対立はあるが、手続き的な合意が存在する場合。
2 A：決定の後、反対派が、手続きにもとづいた変更努力を行わない場合。
2 B：決定の後、反対派が、手続きにもとづいた変更努力を行う場合。
3. 内容的な意見の相違・対立があり、また、手続き的な合意も存在しない場合。
3 A：手続きを定めた制度には合意があるが、その具体的遂行のしかたが不当であるとして、実施された手続きの正当性を反対派が認めない場合。
3 B：手続きを定めた制度自体について、その正当性を反対派が認めず、合意が存在しない場合。

表2は、社会的な合意の程度を、大きくは三段階に、細かくは五段階に分類したものである。もっとも合意の程度が高いのは、一定の社会的決定をめぐって、内容的にも、手続き的にも合意が存在する場合である（1. の場合）。この場合は、政治システムにおいて紛争は存在しない。

次に、内容的な合意が存在しないけれども、手続き的な合意が存在するという段階がある（2. の場合）。この場合、内容的な異論を有する人々も、手続き的な正当性を承認するゆえに、決定の結果は少なくとも当面は尊重される。例えば、選挙によって議員や首長を選ぶ場合、相対的に少数

の得票しかできず落選した候補者を応援した人々も、選挙結果を少なくとも当面は尊重するという態度をとる場合とか、議会によって、ある法案や条例が可決された場合、反対派も当面は、その法律や条令を尊重する場合である。ただし、手続き的な合意については、その合意の程度の強弱が、さらに分かれる。合意の程度が相対的に強いのは、2 Aに示したように、一定の時点での決定の後、手続き的には、その後の時点で、変更を提起する機会が開かれているが、反対派がそれを利用して変更努力をあえて行おうとはしない場合がある（事後的改変努力を伴わない恒久的な手続き的合意）。合意の程度が相対的に弱いのは、2 Bに示したように、反対派は、一定の時点での決定に対して、当面は、手続き的な正当性の承認により暫定的に受容せざるを得ないが、その後の時点で、その結果を覆すような新たな決定を得ようとする努力を、手続きの枠内で開始する場合である。例えば、ある法案が議会で可決された場合でも、反対派が、その内容を変更するような法の改正努力をその後も合意されている手続きの枠内で展開する場合が、そうである。

社会的決定の合意の程度がもっとも低いのは、内容的にも手続き的にも合意が欠如している場合である（3.）。これについても、合意の程度の強弱について複数の段階がある。

3 Aは、わずかな合意が存在する場合で、手続きを定めた制度には合意があるが、その具体的遂行の仕方を不当であるとして、実施された手続きの正当性を反対派が認めない場合である。例えば、公職選挙において、選挙制度自体は、どのような党派も制度的正当性を認めているが、特定の選挙の実施に際して、投票の管理や集計に不正があるとして、反対派が、投票手続きの正当性を認めない場合である。3 Bは合意がもっとも欠如している場合で、意志決定に内容的な合意が欠如していることに加えて、手続きを定めた制度自体についても合意が欠如している場合である。3 A、3 Bの場合には、制度自体、あるいは、制度の運用を批判する形で、紛争が続くことになる。

合意の程度について、このような多段階的な考え方を取り入れるならば、先のような「手続き的原則の探究」に重点を置いた問題設定を、さらに、より微妙なニュアンスを含ませる形で次のように設定し直すことができる。

「二つの規範的公準を具体的な場面で実現させるような規範的原則を、より強い程度の社会的合意形成に裏付けながら発見するためには、どのような意志決定手続きを採用すべきか」。本書においては、この問いを「意志決定手続き洗練問題」と言うことにしよう。

すなわち、規範的公準2をめぐる「受忍限度の定義問題」と「受苦の解決可能性問題」という難問を解くための方法として、本書は、「社会的合意形成」に注目することにより、「実体的基準の探究」から「手続き的原則の探究」へと問題設定を転回させ、「規範的原則の探究問題」を「意志決定手続き洗練問題」へと翻訳して取り組むことにしたい。

## （2）制度的手続きの洗練と主体の資質の探究

二つの規範的公準を具体化するに際しての難問、すなわち、「受忍限度の定義問題」と「受苦の解決可能性問題」に関して、個々の具体的場面に即して実際に合意を形成し、解決していくためには、このように意志決定手続きの洗練が鍵となる。だが、他方同時に、それに関与する主体の性質

がいかなるものかということも、合意形成の可能性を規定する要因である。なぜなら、どのような制度的手続きのもとでも、関係する主体が、価値観を共有しているのかいないのか、利害状況が類似しているのかどうか、どのような質のコミュニケーション能力を有するのか、といった要因が合意形成の程度を左右すると考えられるからである。

そこで、「二つの規範的公準を具体的な場面で実現させるような規範的原則を、より強い程度の社会的合意形成に裏付けながら発見するためには、関連する諸個人がどのような資質を有することが望ましいのか」という問いを設定することができる。この問いを「主体の資質問題」と言うことにしよう。「意志決定手続き洗練問題」の探究に際しては、平行して、「主体の資質問題」を視野に入れておくことが必要である。

(3) 「勢力関係モデルの理性化」あるいは「理性的制御モデルへの漸次的接近」

(1) で見たように社会的合意にはさまざまな段階があるということの確認をふまえて、「意志決定手続きの洗練問題」の探究の方向付けとして、「勢力関係モデルの理性化」あるいは「理性的制御モデルへの段階的接近」という考え方を採用したい。

一般に、支配システムにおける被格差・被排除・被支配問題の解決のためには、受益の平等化と受苦の解消が必要であり、この点についての社会的合意形成が必要である。また、支配システムにおける問題解決過程は、支配システムの類型によって、すなわち、支配者層と被支配者層の「正当性の共有」の程度によって、非常に異なる姿を示す（船橋，2010：115-119）。「抑圧～収奪型」「対決～急格差型」においては、現実の社会過程は、勢力関係モデルという基本特徴を示す。これに対して、正当性の合意の程度が高まれば「交渉～緩格差型」に移行していくことができる。

このような、現実の問題解決過程を見据えた上で、「二つの規範的公準を社会的合意形成に基づき達成していく道」を、理論的かつ実践的に探究するために、「理性的制御モデル」への段階的・漸次的接近という大局的な方向付けを設定することにしたい。

その意味するところは、表3によって示すことができる。

表3 社会的意志決定の類型

		鍵になる要因の差異	変化を表す言葉
勢力関係モデル		暴力的な勢力関係 (植民地、強制収容所などの暴力的支配)	↓ 非暴力化
		非暴力的な交換力に基づく勢力関係 (スト、示威行進、座込み、金銭の与奪)	↓ 言論闘争化
		多数派形成型の言論闘争に基づく勢力関係 (選挙、住民投票)	↓ 論争的理性化
理性的制御モデル	理性的な論争に基づく勢力関係 (法廷、環境アセスメント)		
	理性的な対話 (道理性と合理性に即しての説得性)		↓ 対話的理性化

ここで、「勢力関係モデル」とは、複数の主体の間での勢力関係を主導的要因として社会的意志決定がなされる過程を把握するモデルである。そして、勢力関係とは、正負の財の与奪によって他の主体の意志決定と行為とを操作しうる程度を表している。これに対して、「理性的制御モデル」とは、人々の討論の積み重ねによって、道理性と合理性についての概念解釈についての合意をそのつど作りだし、それらについての合意に基づいて社会が運営される（すなわち、社会的意志決定と実行がなされる）ような社会制御のあり方である。

「二つの規範的公準を社会的合意形成に基づき達成していく道」に関して、究極の到達目標を理念型として表現するならば、「社会制御過程における理性的制御モデルの実現」である。理性的制御モデルにおいては、討論を通して、道理性と合理性の概念解釈について、人々の社会的合意が形成され、それによって、経営問題と被格差・被排除・被支配問題の解決が同時に達成され、逆連動問題の解決、受忍限度の定義問題、受苦の解決可能性問題についても社会的合意が形成されていく。

けれども、そのような理性的制御モデルは、これまでに歴史的に存在してきた現実の社会に対しては、理念型であって、現実の社会の意志決定では、「勢力関係モデル」が圧倒的に大きい位置をしめている。だが、より細かく見るならば、勢力関係モデルの中にはさまざまな下位類型が存在するのであって、理性的制御モデルからかけ離れているものもあれば、それに相対的に接近しているものもある。

表3に示したように勢力関係モデルの下位類型として、「暴力的な勢力関係」「非暴力的な交換力に基づく勢力関係」「多数派形成型の言論闘争に基づく勢力関係」「理性的な論争に基づく勢力関係」を分類することができる。

このような状況の中で、「二つの規範的公準を社会的合意形成に基づき達成していく道」を探究するために、実践的に必要な課題は、「勢力関係モデル」を「理性的制御モデル」に段階的・漸進的に接近させていくことであり、その方向で下位類型間の移行を促進することである。すなわち、「勢力関係モデルの非暴力化」「勢力関係モデルの言論闘争化」「勢力関係モデルの理性化」を段階的に推進し、漸次的に「理性的制御モデル」に接近していくことが大切である。

したがって、「実体的基準の探究」から「手続き的原則の探究」へと規範理論的問題設定を転回させた場合、実際に必要な作業は、表3に示したような形で「勢力関係モデルの内実の変革」を通して「理性的制御モデルへの漸次的接近」を実現していく経験的諸条件を探ることである。すなわち、勢力関係モデルの非暴力化のために、その言論闘争化のために、その理性化のために、そのつどどのような制度的改革と主体形成が必要なのかを探究すべきなのである。

## 結び

本稿は、「経営システムと支配システムの両義性」へ注目しながら社会制御過程を把握するという立場に基づいて、規範理論の諸問題を検討した。その主要な論点は次のようなものであった。両義性論に立脚すると「二つの文脈での両立的問題解決の公準」と「支配システム優先の逐次的順序

設定の公準」という二つの規範的公準を設定できる。これら二つの規範的公準は、直観的方法、帰納的方法、演繹的方法のいずれによっても支持され、根拠づけることができる。これらの公準の実現条件を価値理念に即して探るならば、総括的には、自由、合理性、道理性という価値理念が大切になる。経営システムの文脈では合理性の実現が大切であり、それを概念解釈すれば、価値合理性と手段的合理性が構成契機として見いだされる。支配システムの文脈では道理性が大切であり、それを概念解釈すれば、人権、衡平、公正、賢明さが、見いだされる。しかし、二つの規範的公準について、総括的には社会的合意が存在したとしても、個々の社会問題に即して、それらを具体化しようとするとき規範的公準 P 2 の概念解釈をめぐる、「受忍限度の定義問題」と「受苦の解決可能性問題」という難問が現れる。この規範理論の難問を、現実の社会制御過程で解くためには、合意形成を焦点としながら、「実体的基準の探究」から「手続き的原則の探究」へと問題設定を転回させるという方法を採用すべきである。その際、広義の社会的合意には、内容的合意と手続き的合意があり、合意の程度にはさまざまな段階があるという認識の下に、合意の程度が段階的に高まっていくプロセスを、「勢力関係モデルの理性化」という方向付けのもとに探っていくべきである。

規範理論的問題への取り組みを「実体的基準の探究」から「手続き的原則の探究」へと転回させることにより、規範理論的な探究は、再び、社会制御過程をめぐる経験科学的問題に立ち返ることになる。それは、次のように定式化できる。

どのような意志決定手続きと、どのような主体の資質が存在する時、二つの規範的公準を具体的な場面で実現させるような規範的原則について、より強い程度の社会的合意形成を実現できるだろうか。

今後の課題は、この問いを、さまざまな問題解決事例の実証的研究に基いて探究することである。

## 【注】

- (1) ここで、「被格差問題」とは、なんらかの閉鎖的受益圏の外部にいる主体が、財入手に関して受益圏内部の主体に比べてより少ない機会しか持たず、より低い欲求充足しかできない状態が当事者によって問題視されたものである。「被排除問題」とは、なんらかの閉鎖的受益圏が存在する状態で、その内部の主体が外部に排除されたり、外部の主体の内部への参入意向が拒否される場合に、当事者によって、そのような排除や参入拒否が不当であると問題視されたものである。「被支配問題」とは、被格差問題あるいは被排除問題の特質の上に、さらに受苦性、階層間の相剋性、受動性という三つの規定が付加したものである。
- (2) 「経営問題」とは、なんらかの経営システムにおいて、さまざまな制約条件や困難に抗しつつ有限な資源を使って、いかにして最適な経営方法を発見し、すべての経営課題群をより高度に充足し、当該経営システムの存続と発展を実現するかという問題である（船橋，2010: 83-84）。
- (3) この論点については、榎澤（1994）に大きな示唆を得ている。

## 【参考文献】

- 榎澤秀木，1994，「法運動における「実体志向」と「プロセス志向」（1）——産業廃棄物処理施設建設反対運動を事例として」『法学論集』鹿児島大学，30（1）: 129-190
- 高坂健次，1998，「社会学理論の理論構造」厚東洋輔・高坂健次『講座社会学1 理論と方法』東京大学出版会，42-60
- 船橋晴俊，1995，「環境問題への社会的視座——「社会的ジレンマ論」と「社会制御システム論」」『環境社会学研究』Vol.1: 5-20
- 船橋晴俊，2010，『組織の存立構造論と両義性論—社会学理論の重層的探究』東信堂
- 船橋晴俊・船橋恵子，1976，「対抗的分業の理論」『現代社会学』3（2）: 114-129
- 船橋晴俊・長谷川公一・勝田晴美・畠中宗一，1985，『新幹線公害——高速文明の社会問題』有斐閣
- 星野重雄・西岡昭夫・中嶋勇，1993，『コンビナート阻止——沼津・三島・清水 二市一町住民のたたかい』（株）技術と人間
- Rawls, John, 1971/1999=Revised edition, *A Theory of Justice*, Harvard University Press
- Walzer, Michael, 1987, *Interpretation and Social Criticism*, Harvard University Press=1996, 大川正彦・川本隆史訳，『解釈としての社会批判』風行社
- Weber, Max, 1904, Die >> Objektivität<< Sozialwissenschaftlicher und Sozialpolitischer Erkenntnis, = 1998, 富永祐治・立野保男訳，折原浩補訳，『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波書店